

18 地方創生を支える幹線道路（高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

- 1 高規格道路の整備予算を確保し、その促進を図ること
 - (1) 島原道路
 - ・ 森山拡幅の早期完成
 - ・ 出平有明バイパス、有明瑞穂バイパス、瑞穂吾妻バイパスの整備促進
 - (2) 西彼杵道路
 - ・ 大串白似田バイパスの整備促進
 - ・ 白似田～日並間の早期事業化
 - (3) 東彼杵道路の早期事業化
 - (4) 長崎南北幹線道路
 - ・ 茂里町～滑石工区の整備促進
 - ・ 滑石～時津間の新規事業化
 - ・ 事業促進PPPの財政的支援
 - (5) 島原天草長島連絡道路の実現に向けた調査・検討の再開
 - (6) 構想路線の調査・検討への支援
- 2 直轄国道の整備予算を確保し、その促進を図ること
 - ・ 一般国道34号大村拡幅、大村諫早拡幅、一般国道57号富津防災、一般国道205号針尾バイパス等の整備促進
 - ・ 愛野小浜バイパスの早期事業化
- 3 長崎市中心部における交通結節の検討・整備に対し、支援を行うこと
- 4 交通安全施設等整備予算や自転車通行空間整備予算を含む国県道・街路の整備予算を確保し、その促進を図ること

【本県の現状・課題等】

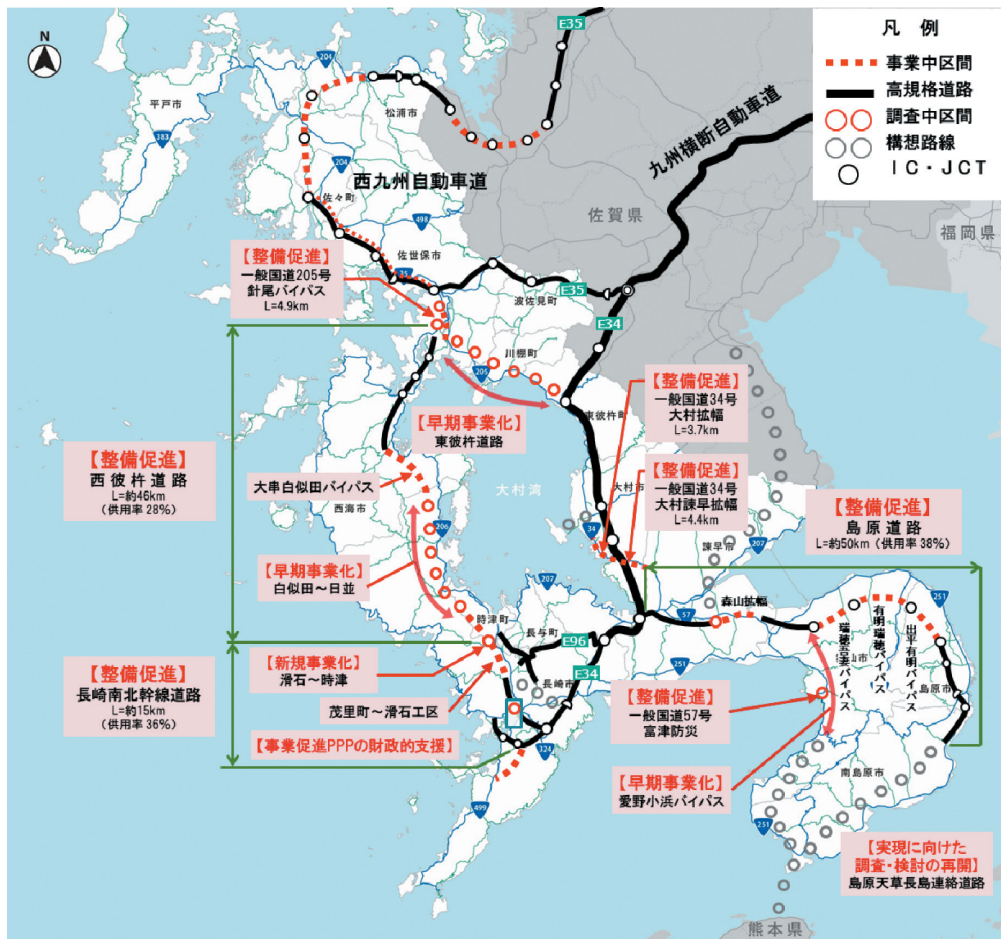
本県は離島・半島地域を多く抱え、道路の整備が全般的に立ち遅れている。島原・西彼杵半島などの半島地域は、高速交通体系から取り残され、救急医療体制の強化や災害時の代替路の確保が必要となっている。また、都市間を結ぶ国道206号などの幹線道路等においては慢性的な渋滞に悩まされており、佐世保市と東彼杵町を結ぶ国道205号においても朝夕の通勤時間帯に渋滞が発生し、早急な対応が求められている。加えて、長崎市中心部では、新幹線開業時の長崎駅周辺や大型クルーズ船が着岸する松が枝周辺において、交通結節の面で高度な知見を有する国の支援を必要としている。これらのことから、都市内幹線道路、離島・半島地域の道路等について、交通渋滞の解消・緩和や走行性の向上を図る必要がある。

（本県の取組）

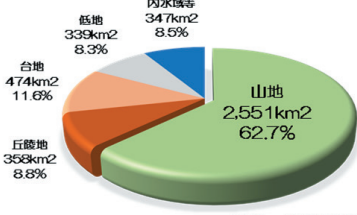
国と長崎県では、高規格道路5路線（9工区）の整備を促進している。今年5月には、県が整備を進めてきた「島原道路」長野栗面工区が開通し、時間短縮や定時性の向上などの効果により、島原半島の地域活性化や利便性向上に寄与している。また、西彼杵道路においては、時津工区が今年度中に完成の予定であり、大串白似田バイパスについては、今年度から整備に着手している。

さらに本県が目指しているIRの誘致にあたり、その候補地であるハウステンボスと長崎空港間のアクセス強化が課題であることから、東彼杵道路の早期事業化に向け、国や市町と協力して、整備の必要性や効果に関して検討を進めている。加えて長崎南北幹線道路は、昨年度に都市計画決定を行い、今年度から茂里町～滑石工区の整備に着手している。

また、サイクルツーリズムについては、県・市・地元団体等が一体となった協議会において具体的施策を検討し、積極的に推進していくこととしている。

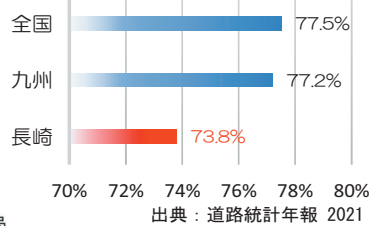


【長崎県の地形別面積】



出典：総務省統計局

【全国・九州・長崎県の改良率】



出典：道路統計年報 2021

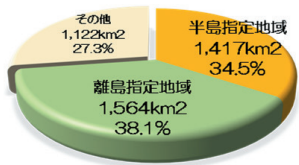
【長崎市中心図】



【検討への支援】

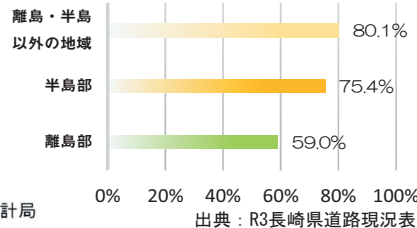
長崎市中心部における交通結節点

【長崎県の地域別面積】



出典：総務省統計局

【長崎県の地域別改良率】



出典：R3長崎県道路現況表

【提案・要望実現の効果】

幹線道路の整備促進により、交流人口の拡大、社会経済活動の活性化、救急医療体制の強化などが図られ、活力にあふれた、安心して快適な地域づくりの実現に寄与する。

19 地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

本土の最西端に位置する本県においては、人流・物流の拠点となる港湾の整備促進が、地方創生の拠点として地域の活性化や産業振興につながることから、港湾予算の総枠を確保し整備を促進すること

- 1 日本におけるクルーズ船受入の拠点として、クルーズ船を安全に受入れることができる環境を整え、地方創生の拠点として地域の活性化につながる、松が枝岸壁2バース目の整備を促進すること
- 2 国内航路利用者の利便性向上につながる郷ノ浦港旅客ターミナル整備事業を促進すること
- 3 新たな雇用を創出する多比良港の貨物ふ頭再編事業を促進すること

【本県の現状・課題等】

本土の最西端に位置し、離島・半島を多く有する本県においては、人口減少と県民所得の低迷が大きな課題となっており、活力ある地域を創出するためには、地域の基幹産業と連携し、雇用と経済を支える港湾の整備促進が非常に重要である。

<長崎港>

松が枝岸壁2バース化は、クルーズ需要を国内に取り込むだけでなく、ふ頭背後のまちづくりや新たな産業の創出のきっかけとなることから、地方創生の拠点として必要不可欠であり、着実に整備を進めていかなければならないと考えている。

<郷ノ浦港>

郷ノ浦港は、壱岐島の玄関口として多くの観光客などに利用されている。高速船用の浮桟橋を整備し、バリアフリー化による安全性・利便性の向上を図りたいと考えている。

<多比良港>

多比良港は、岸壁ふ頭を利用して港湾貨物を取り扱う工業関連の企業誘致を促進している。現在の施設は、砂・砂利を取り扱う1バースのみの施設しかなく、老朽化や施設水深も不足している。このため、非効率な荷役形態を余儀なくされていることから、港湾施設の機能を拡充することにより、企業誘致など地域活性化が図られるものと考えている。

【提案・要望実現の効果】

港湾の整備を促進することにより、人流や物流機能の強化が図られ、地域の観光や産業の振興を図ることが可能となり、国が進められている「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」及び「国民の安全・安心の確保」に多いに貢献することができる。また、長崎県総合計画にある「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」「安全安心で快適な地域を創る」の実現にも寄与する。

ながさきこう
【長崎港】 ～クルーズ船受入の拠点として地域の活性化～

※松が枝岸壁2バース化イメージ

1バース目410m + 2バース目410m → 820mの連続バース

多様な客船配置が可能！

【既存岸壁】16万トン級（410m）



【新たな産業の創出】

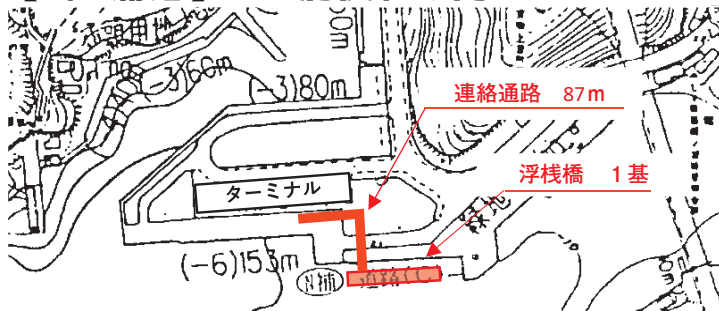
クルーズ船メンテナンス事業
（クルーズ関連産業の形成）

長崎発着クルーズの促進
（地域の基幹産業の活性化）

県産品の納入促進



ごうのうらこう
【郷ノ浦港】 ～利便性の向上～



たいらこう
【多比良港】 ～港湾機能の拡充 企業誘致による雇用創出～



20 本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

- 1 本明川の治水と既得用水の補給など流水の正常な機能の維持のため、国直轄による本明川の河川改修と併せて本明川ダム建設事業の促進を図ること
- 2 川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のため、石木ダム建設事業に必要な予算の確保を図ること

【本県の現状・課題等】

近年、気候変動に伴う水災害が頻発化・激甚化しており、本県においても昨年、大雨特別警報が発令され浸水被害が発生している。

県民の生命と財産を守り、安全・安心な生活を確保するために、本明川ダム建設事業及び石木ダム建設事業の促進に必要な予算の確保を望むものである。

＜本明川ダム建設事業＞

本明川流域は、昭和32年の諫早大水害を始め、過去に何度も大雨による浸水被害に見舞われており、河川沿いには住家が密集し、川幅を拡幅することが困難なため、河道掘削・築堤などの河川改修と併せてダムによる総合的な洪水対策が必要である。

このため、洪水対策や適正な河川流量確保の両面に大きな効果を持つ本明川ダムの建設が必要であり、平成6年度に事業着手し、現在、用地補償や付替道路工事などが行われ、県としても、平成30、31年度に用地特別会計予算を確保し、事業用地の先行取得を行い、事業の早期完成に向けて強く協力しているところであり、国においても着実な事業進捗のために今後も継続的な予算確保をお願いしたい。

＜石木ダム建設事業＞

川棚川の流域は多くの家屋が密集し、戦後幾度も浸水被害が発生しており、安全確保のためには、河道改修とダム建設を組み合わせた総合的な治水対策が必要である。また、佐世保市は、安定して取水できる水源が不足しており、度々渇水の危機に瀕している。こうしたことから、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のためには、石木ダムは必要不可欠である。

昭和50年度の着手以降、説明を重ね、既に約8割の地権者からは事業に協力いただいている。付替県道工事とともに、令和2年度には本体工事の一部にも着手し、令和7年度の事業完成に向けて、工事の進捗に努めている。

また、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域の指定」が平成31年3月になされたことから、引き続き「水源地域整備計画」の早期策定に向け取り組んでいく。

なお、事業をめぐる、工事続行差止訴訟（県・佐世保市）が係争中であるが、今後とも、県として適切に対応してまいりたい。

本明川ダム建設事業

●本明川ダム完成イメージ



●本明川流域の主な洪水被害

昭和32年7月（諫早大水害）
 死者494名、床上浸水2,734戸、床下浸水675戸
 昭和37年7月 床上浸水2,262戸、床下浸水8,058戸
 昭和57年7月（長崎大水害）
 床上浸水612戸、床下浸水881戸
 平成11年7月 床上浸水397戸、床下浸水227戸
 平成23年8月 床上浸水5戸、床下浸水24戸

●現場の進捗状況（R3.12月撮影）



付替県道 富川溪線（橋梁工事中）

石木ダム建設事業

●石木ダム完成イメージ



●川棚町の主な洪水被害

昭和23年9月 床上浸水 800戸、床下浸水 1,200戸
 昭和31年8月 床上浸水 251戸、床下浸水 550戸
 昭和42年7月 床上浸水 15戸、床下浸水 113戸
 平成2年7月 床上浸水 97戸、床下浸水 287戸

●佐世保市の主な湯水（\$50以降）

- 断水を含む給水制限 【2回】
 昭和53年、
 平成6～7年：日本一厳しい制限給水（最大43時間断水）
- 減圧給水制限 【2回】
 平成17年、平成19～20年：160日間
- 給水制限実施直前の降雨で回避 【5回】
- 対策本部設置など警戒態勢移行 【12回】

●現場の進捗状況（R3.12月撮影）



【提案・要望実現の効果】

（本明川ダム）

本明川ダムの完成により、諫早市街地における洪水被害の軽減及び下流の既得用水や河川の維持流量など流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保が可能となる。

（石木ダム）

石木ダムの完成により、川棚町の中心市街地を洪水から防御し沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となるとともに、佐世保市に安定的な水道用水を供給することが可能となる。

21 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

【外務省、防衛省】

【提案・要望】

- 1 佐世保港のすみ分けの早期実現
 - (1) 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
 - (2) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）の返還
 - (3) 立神港区第1号～第5号岸壁の返還（未返還部分）
 - (4) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）
- 2 崎辺地区における防衛施設整備の推進と「前畑崎辺道路」の整備促進
- 3 防衛施設関係工事等に係る地元企業の受注機会の拡大

【本県の現状・課題等】

1 佐世保港のすみ分けの早期実現

佐世保港には、多くの米軍、自衛隊の施設と民間企業等の施設が混在しているとともに、佐世保港区内における水域の80%以上が立ち入り禁止等の制限水域に設定されていることから、防衛施設と民間施設それぞれが機能を十分に発揮できず、市民生活にも様々な影響を与えている。佐世保市では平成10年に決議された「新返還6項目」の早期実現に向けて要望活動を行ってきたが、長年が経過しており、現状に即した対策を着実に進めていくため、新たな基地政策方針を策定し、取り組まれている。

特に、基地問題の最重要課題である前畑弾薬庫の移転・返還は、平成23年1月17日の日米合同委員会で、移設先である針尾島弾薬集積所に代替施設が建設されること等を条件として基本合意がなされたが、未だ工事着工にも至っていない。

このような状況の中、佐世保市は地元関係者の移転事業への理解と協力を維持することに苦慮しており、一日も早い事業進捗のため、前畑弾薬庫の移転先の施設配置案の早期決定が求められる。



2 崎辺地区における防衛施設整備の推進と「前畑崎辺道路」の整備促進

崎辺西地区では、陸上自衛隊水陸機動団崎辺分屯地が開設（平成31年3月）されたが、水陸両用車に係る具体的な運用計画が明らかにされていない。崎辺東地区では、岸壁整備を含む海上自衛隊施設の整備経費が予算計上されており、施設整備事業の着実な推進と合わせて、周辺地域住民の生活環境に配慮し、工事の進捗や部隊の運用について、適時・適切な周辺住民への説明会の実施も必要である。

一方、崎辺地区へ通じる既存道路（市道）は狭隘で、かつ人口密集地であるが、既存の海上自衛隊施設や崎辺分屯地に加え、崎辺東地区の整備工事が開始されることで、更なる交通環境の悪化が懸念される。

今後、自衛隊による崎辺地区の利活用が進む中で、自衛隊がその機能を十分に発揮する上で、また、地域の交通環境を抜本的に改善し自衛隊の運用に対する地元の理解を深める上でも、平成29年度に事業採択された前畑崎辺道路（市道）の早期供用開始に向け、国による予算の重点配分が必要である。



3 防衛施設関係工事等に係る地元企業の受注機会の拡大

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱では、防衛力がその真価を発揮する要素として、地元経済への寄与に配慮するという「地域コミュニティとの連携」が打ち出されており、地元自治体にとっては、防衛施設の整備や駐屯地等の運営による経済活性化への期待は大きい。

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

前畑弾薬庫の移転・返還等、佐世保港のすみ分けが実現することで、米海軍、自衛隊、民間企業及び公共施設のそれぞれが、より機能的に活動できるようになり、地域経済や市民活動等、佐世保市の発展に寄与する。

(項目2)

崎辺地区における自衛隊施設の運用の円滑化と、地域住民の交通環境の改善を図る。

(項目3)

自衛隊による崎辺地区の利活用の推進により、防衛施設関係工事等の地元企業への優先発注や受注機会の拡大が見込まれ、地域経済の活性化に寄与する。

22 原子力災害対策について

【内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省、原子力規制委員会】

【提案・要望】

原子力発電施設及び原子力艦の災害対策のため、国が責任を持って取り組むとともに、地方自治体へ支援を行うこと

1 原子力発電施設の災害対策

- (1) 原子力災害時に住民が円滑な避難を行うための、道路や港湾などのインフラ整備を対象とした、原子力防災独自の新たな支援制度の創設や「緊急時避難円滑化事業」における対象拡充を図ること
- (2) 原子力発電所の安全対策の充実を図ること
- (3) 農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力潜水艦接岸用の新たな岸壁を整備すること
- (2) 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること
- (3) 西海市にモニタリングポストを設置すること

【本県の現状・課題等】

1 原子力発電施設の災害対策

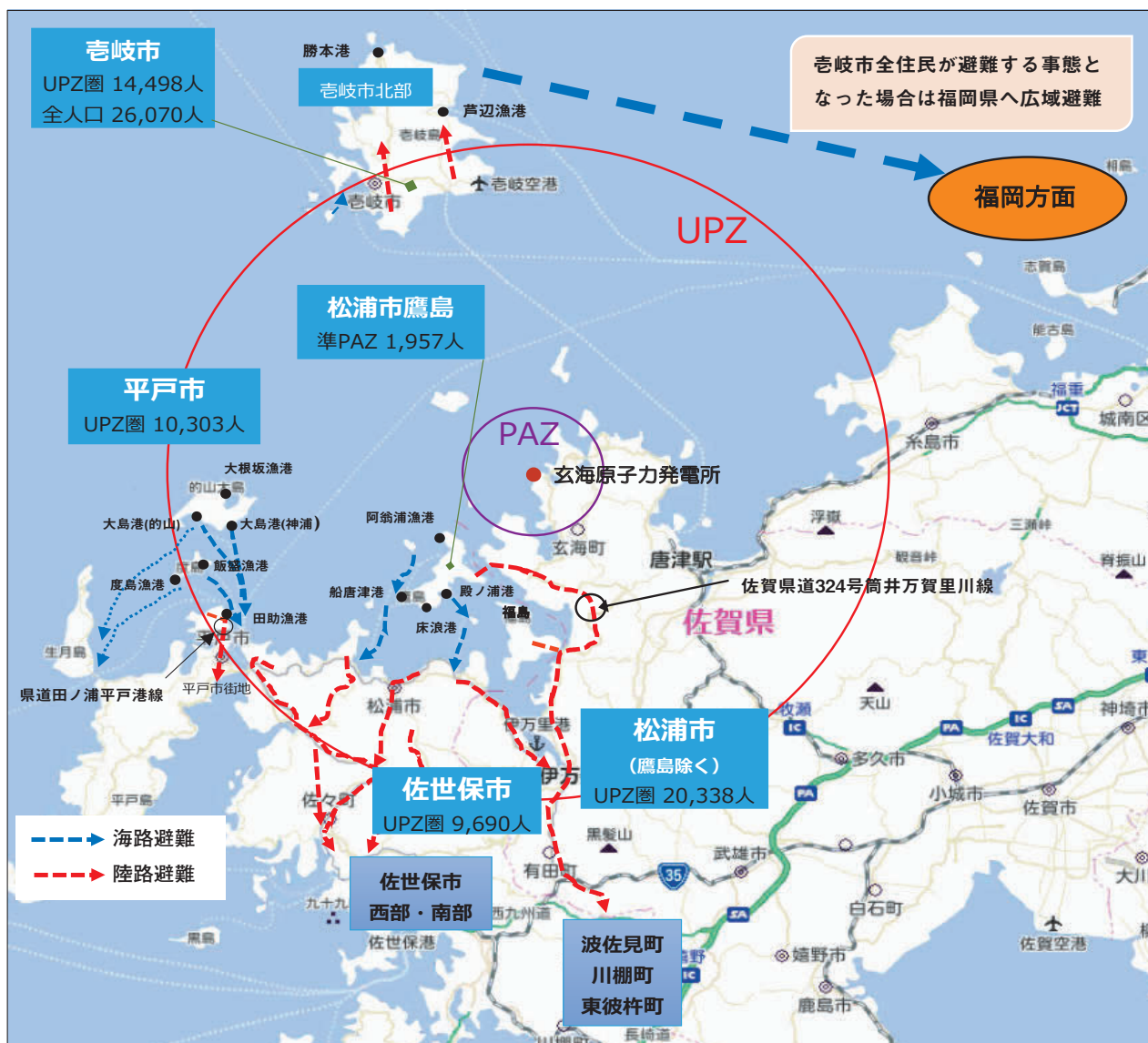
玄海原子力発電所からUPZ（原発から30km）圏内の松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市について、原子力災害対策指針を踏まえた防災対策を講じている。

- (1) 原子力災害時に住民が避難を行う際には、大型バスや離島からの大型船舶を利用するが、現在指定されている避難道路には見通しの悪い急カーブや狭隘な箇所が多く、また、ほとんどの離島には大型船舶が接岸できる岸壁がないため、円滑な避難を実施するにはその整備が求められている。インフラの早期整備には原子力防災独自の新たな財源の確保が必要となる。
- (2) 原子力発電所の安全対策には終わりがなく、また、地域住民は未だ原子力発電事業や避難対策に不安を感じているため、理解が得られる説明が必要となる。
- (3) 水産物輸出にあたっては、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付を求められている。

長崎魚市(株)から鮮魚を中国に輸出する際に、県・長崎魚市において毎回の放射能検査や証明書の発行手続きなどの負担が生じている。

2 原子力艦の災害対策

- (1) 米国原子力潜水艦の寄港地は横須賀、佐世保、中城湾の3港であるが、接岸中における原子力災害時の避難対象範囲（停泊地点から500m以内）に、住民の居住地域が存在しているのは佐世保市のみである。
- (2) 原子力艦の寄港地である佐世保市では、毎年度、原子力艦防災訓練を実施しているが、原子力艦を所有する米軍は防災訓練に参加していない。
- (3) 原子力艦の寄港にあたって放射線量を計測するため、佐世保港内にモニタリングポストを7箇所設置しているが、佐世保港入口側にはモニタリングポストが設置されていない。



【提案・要望実現の効果】

1 原子力発電施設の災害対策

原子力発電所の安全対策のため、最新の科学的知見に基づく規制基準の見直し、避難対策の充実のため、陸路避難に向けた道路整備、海路避難における船舶の確保及び岸壁等施設整備、スクリーニング場所の確保、放射線防護施設への支援、避難困難者の避難手段の確保、避難先での生活環境確保等の課題がある。

UPZ圏内の関係4市からは、これら安全対策、防災対策を充実するためには国の支援が必要との要望が出され、これを受けて県及び4市から内閣府に対して申し入れを行っている (H30年11月20日)。

本県からの要望及び申し入れを実現することで、避難時間の短縮が図られ、地域住民の安全・安心につながる。

2 原子力艦の災害対策

既存の米軍敷地内において、住民の居住地から500m以上を確保できる場所に新たに原子力潜水艦の接岸用岸壁を整備することで、地域住民の安全・安心につながる。

佐世保市が実施している原子力艦防災訓練に原子力艦を所有する米軍が参加することで訓練が実効性あるものとなる。

原子力艦が寄港するにあたり、佐世保港入口の西海市寄船地区及び横瀬地区にモニタリングポストを設置することにより、緊急時に素早く対応することができる。

23 私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

- 1 私立小・中・高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、更なる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の拡充を図ること
- 2 保護者負担の公私間格差の是正及び教育の選択を世帯の経済的な理由により妨げられないよう、私立高等学校等就学支援金の年収590万円以上910万円未満の世帯に対する支援の充実を図ること
- 3 地方の公立大学が地方創生で果たす役割の重要性に鑑み、地元産業界が求める人材育成や地元定着の促進などの取組に対する特別交付税の措置上限額を拡大するとともに、公立大学の運営費に係る普通交付税の拡充を図ること

【本県の現状・課題等】

<経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充>

- ・本県では、高校生の約3割、幼稚園児の約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与している。
- ・本県の私立学校は小・中規模が多く、財政基盤が脆弱であるとともに、少子化の進行が早く、健全な経営の下で教育環境を維持するためには、十分な経済的支援が必要。

| | | | |
|-------------------|---|-----------------|--------------|
| 経常収支差額比率 (R 2) | ： | 本県法人 (幼小中高) | ▲0.1% |
| ※経常収支差額／経常収入 | | (参考：R 1 全国) | 3.5% |
| 0～14歳人口 (R12/R 2) | ： | 全国 | 87.6、本県 83.6 |
| | | ※R 2を100とした時の指数 | |

- ・幼稚園において、発達障害をはじめとした支援が必要な園児の受入に対する社会的ニーズが高まっており、施設がより充実した職員配置を行うための措置が必要。

<保護者負担の公私間格差是正>

- ・本県では、生活保護世帯等や年収590～720万円の世帯について、高等学校等就学支援金に授業料軽減補助金を上乗せして助成しているが、各県の財政事情等により補助額等が異なることから、保護者負担軽減の観点上、全国一律の措置が望ましい。
- ・本県の私立高等学校における、令和3年度の授業料平均額は404,090円であり、県内私立高校生の26%を占める年収590万円以上の世帯については、依然として保護者負担が大きい。(本県における私立高等学校の年収590万円～910万円世帯は2,992人、26.0%)
- ・また、本県の「子どもの生活に関する実態調査」(H31.3)において、「保育料や学校費用の軽減」が「子どもを育てていく上で必要と思う支援」の中で、最も期待されている支援となっている。

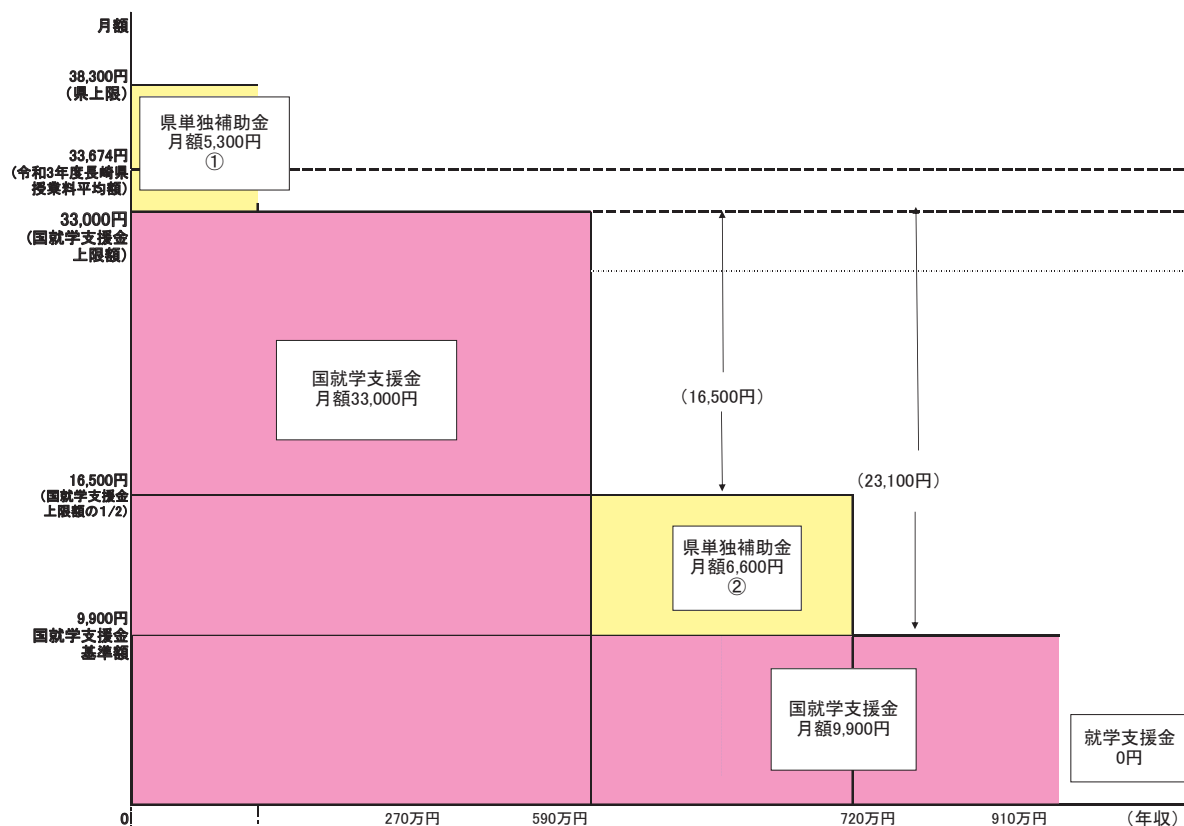
<公立大学に対する財政支援の拡充>

- ・長崎県立大学は、平成28年4月に学部学科再編を行い、全国初となる情報セキュリティ学科の設置や離島をフィールドとした教育プログラムなど本県の特色を生かした実践的な教育に力を注ぎ、地域の産業を支える人材を育成し、県の企業誘致を支援するなど産業振興にも貢献している。しかしながら、長期インターンシップや地域産業を支える人材育成など地方創生に寄与する取組にかかる必要経費が特別交付税の措置上限額を上回っている。今後も、こうした取組を推進し、地域の知の拠点としての機能をさらに充実させるためには、特別交付税措置や普通交付税の単位費用の拡充が必要。

(本県の取組)

- ・国の私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付している。
- ・生活保護世帯等や年収590～720万円の世帯については、高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成している。
- ・本県においては人口減少に歯止めをかけ、地方創生の取組を進めることが重要課題となっており、長崎県立大学においても、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進している。
- ・幼稚園の特別支援教育にかかる補助は、国庫補助に県単独の財源を上乗せして、職員の1人目から助成している。

◎ 就学支援金制度と長崎県の私立高等学校授業料軽減補助制度



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

- ・私学助成費が増額され、私立学校の経営状況が改善されることにより、学校は教員の資質や数を充実するとともに、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができる。

(項目2)

- ・高等学校等就学支援金等を更に拡充することで、家庭の経済状況にかかわらず、意志ある生徒等が安心して進路を選択することができる。

(項目3)

- ・十分な財政支援が行われることで、県立大学の地方創生に寄与する取組が強化され、若者の地元定着が促進される。

24 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【文部科学省】

【提案・要望】

耐震化事業に係る国庫補助の充実を図ること

- 1 私立学校・幼稚園施設耐震化事業（補強・改築）については、学校法人の耐震化計画に支障が出ないように、必要とされる事業費を確保すること
- 2 私立学校・幼稚園施設耐震化事業の補助率については、公立学校より低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
- 3 令和4年度までの時限措置となっている、耐震改築工事に係る補助制度を延長すること

【本県の現状・課題等】

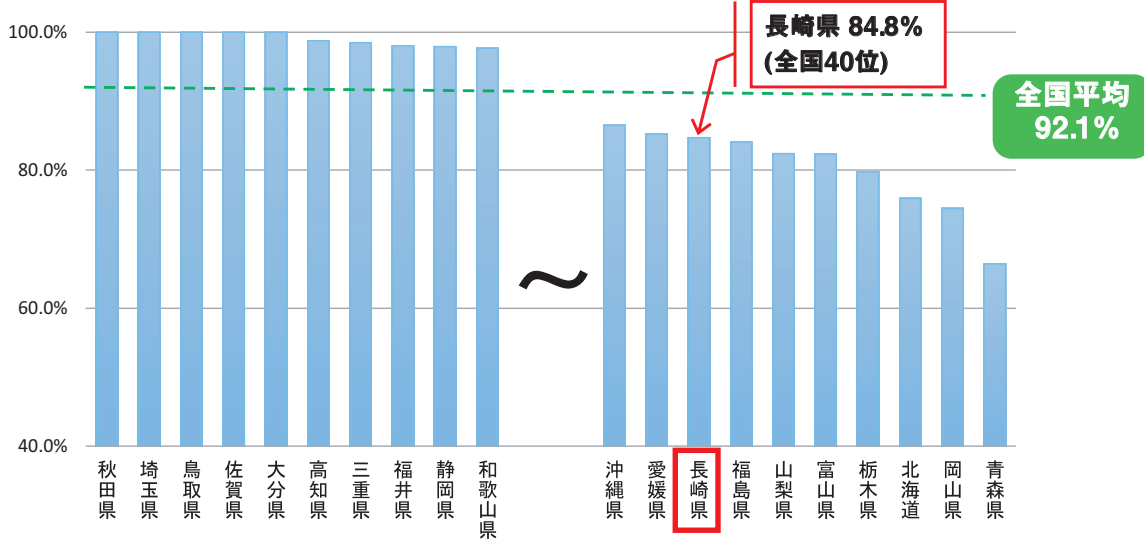
- ・本県の私立学校及び私立幼稚園の耐震化率は、全国平均を大きく下回っており、災害時における幼児、児童、生徒の安全確保が喫緊の課題となっている。
- ・また、新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築された学校施設が多く、耐震化を早期に進める必要があるが、財源確保が最大の課題となっている。
- ・幼児、児童、生徒の安全・安心な教育環境づくりは、公立、私立の区別なく進める必要があるが、私立学校・幼稚園施設の耐震化事業に対する国庫補助率は、公立学校より低く設定されている。
- ・耐震改築工事については、多額の事業費が必要であるが、希望する学校法人の財政基盤が脆弱であり、直ちに着手が困難な状況にある。
これらの法人では、施設整備費の徴収拡大などによる財務状況の改善、複数の建物の統合計画など、具体的な耐震化計画を立てて取り組んでいるが、国の予算が確保されないと、財源の確保に支障をきたし、事業着手が難しい状況となる。

| | | |
|----------------------------|---|----------|
| 令和5年度以降補強・改築を希望する法人数（幼小中高） | ： | 13法人、24棟 |
| 対象となる法人の経常収支差額比率（R2）（幼小中高） | ： | ▲2.8% |
| ※学校法人の経常収支差額／経常収入 | | |

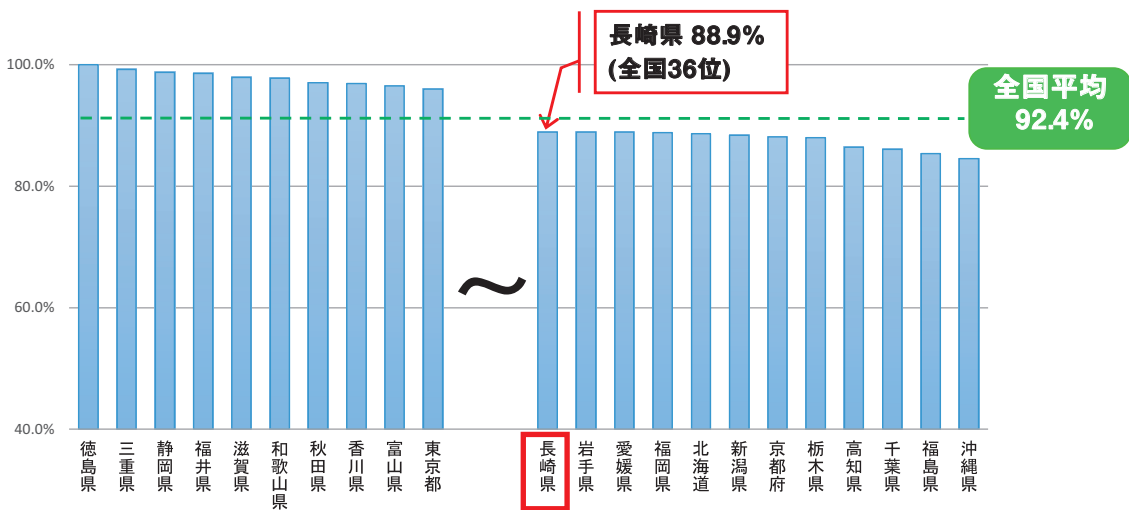
（本県の取組）

- ・本県では、平成21年度から国の補助に県単独の上乗せ補助を行っており、更に平成28年度からは緊急防災・減災事業債を活用し、指定避難所とされている学校施設については、県単独の補助率を1／6から1／3まで引き上げている。

全国の耐震化の状況（小・中・高等学校）R2.4.1現在



全国の耐震化の状況（幼・幼保）R2.4.1現在



◎昭和56年以前
建築棟数の全棟数に占める割合

| 全国 | 長崎県 | 本県順位 |
|-------|-------|------|
| 31.3% | 41.4% | 1位 |

◎公私立の国庫補助率

| 区分 | 公立 | 私立 |
|------------------|---------|-----|
| | 耐震改修工事 | |
| Is値0.3未満 | 2/3 | 1/2 |
| Is値0.3以上0.7未満 | 1/2 | 1/3 |
| 耐震改築工事(Is値0.3未満) | 1/3、1/2 | 1/3 |

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

- ・補助要件を満たす事業について、必要な予算を確保することで早期かつ計画的な耐震化に取り組むことができる。

(項目2)

- ・設置者負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、幼児、児童、生徒の安全・安心な教育環境が確保される。

(項目3)

- ・耐震補強よりも多額の事業費を要する耐震改築が必要な学校施設について、設置者負担が軽減され、計画的に事業着手することができる。

25 原爆被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 被爆者に対する保健医療福祉の充実
 - より被爆者救済の立場に立って原爆症の認定を行うこと
 - 介護保険利用に伴う援護対策の改善を図ること
 - 被爆者関係施設の施設・設備整備等に助成措置を講じること
 - 被爆者医療の地方財政負担の改善措置を講じること
 - 在外被爆者の援護について、居住国等における実情を踏まえ、より利用しやすい制度となるための措置を講じること
- 被爆実態に関する調査研究の促進
 - 原爆被爆による被災調査の促進を図ること
 - 原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
 - 被爆二世に係る健康状況の実態調査を国において実施すること
 - 「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」において、広島・長崎の両地域の分析・検証を進めて、早急に結論を出すこと
- 原爆死没者に対する弔意事業等を充実強化すること
- 被爆体験者の救済及び被爆二世に対する援護等の促進
 - 長崎で黒い雨等に遭った者について、被爆者援護法第1条第3号の被爆者として認定の対象とすること
 - 被爆体験者支援のための更なる手続き簡素化や対象合併症の拡大及び対象外となっている県外居住者や原爆投下時胎児であった者の精神的影響の検証を行うこと
 - 被爆二世の健康診断について、がん検診の拡充や在外二世の健康診断の実施などより一層の充実を図ること
- 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）の医療国際協力事業への助成措置を講じること

【本県の現状・課題等】

被爆者及び被爆体験者の平均年齢は80歳を超えており、日常生活に支援を必要とする方が年々増加している状況で、援護対策の充実・強化が急務となっている。

原爆症認定については、平成25年度の新基準導入後も、裁判により原爆症と認められる事例があり、行政認定と司法判断の乖離が解消されていない状況である。

被爆体験者及び被爆二世について、現時点では放射線影響に関する科学的知見が得られていないため、被爆者援護法に基づく援護の対象となっていない。

被爆者健康手帳所持者には介護保険サービス利用時の自己負担分に対する助成制度があるが、対象とならないサービスがあることや、また、被爆体験者支援事業においては、県外在住者や原爆投下時胎児であった者が事業の対象となっていないことなど、制度上の不均衡が生じている。

【被爆者数、被爆体験者数と平均年齢】

| 被爆者数及び平均年齢（令和3年度末現在） | | | | |
|----------------------|---------|-------|--------|-------|
| 区分 | 被爆者 | | 被爆体験者 | |
| | 人数 | 平均年齢 | 人数 | 平均年齢 |
| 長崎県（長崎市を除く） | 8,529人 | 84.9歳 | 1,040人 | 83.4歳 |
| 長崎市 | 22,402人 | 84.3歳 | 4,057人 | 83.6歳 |
| 県全体 | 30,931人 | 84.5歳 | 5,097人 | 83.6歳 |

【原爆症の認定について】

被爆者援護法の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただきたい。

【介護保険等利用に伴う援護対策について】

◎助成対象外サービス

- ・夜間対応型訪問介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・福祉用具貸与 など
- ⇒全ての介護保険サービスを助成の対象とする

◎所得制限がある介護保健サービス等

- ・訪問介護
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの一部
- ※所得制限…所得税の納税が発生する場合、自己負担に対する助成がない。
⇒所得制限を撤廃する

【在外被爆者の援護について】

国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住しており、高齢化も重なって、煩雑な申請手続きを行うことが困難となっているため、申請手続きを簡素化していただきたい。

【被爆二世実態調査について】

被爆二世の概数を把握するとともに、全員を調査対象として、現在の健康状況や生活実態を把握するための調査を実施していただきたい。

【第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会について】

令和2年7月の広島地裁判決後、国において「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」が設置され、当該区域の設定について再検討が行われているが、対象者が高齢化していることから、早急に結論を出していただきたい。

【長崎被爆体験者の救済】

令和3年7月の広島高裁判決及び内閣総理大臣談話を踏まえ、広島で黒い雨に遭った者については、被爆者援護法第1条第3号により、被爆者として認定できるよう、本年4月から運用が開始されているが、長崎は対象外となっていることから、長崎で黒い雨等に遭った被爆体験者も認定の対象としていただきたい。

長崎被爆体験者支援事業（国からの委託）について

- ◎高齢化により、煩雑な更新手続きが難しくなっている。（H30.4から 更新期間が1年から3年に延長）
⇒ 自動更新など更なる手続きの簡素化が必要
- ◎高齢化により検認時の要件となっている年1回の健康診断受診が負担となっている。
⇒ 医療機関受診時の検査をもって代替するなどの簡略化又は要件廃止が望まれる
- ◎多くの疾患に苦しんでいる。
最近追加された合併症：認知症（H28）、脳血管障害（H29）、糖尿病の合併症（H30）、脂質異常症（H31）
対象外の主な疾患：がん、肺炎、貧血、関節症
⇒ 対象合併症の拡大が必要
- ◎長崎県内居住者のみ対象となっている。（県外居住者や原爆投下時胎児であった者は事業の対象外）
⇒ 県外居住者・原爆投下時胎児であった者の精神影響調査を実施し、その検証結果に基づく対象者の明確化が必要

【長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）による国際貢献】

（令和3年度末現在）

| 事業 | 受入人数（累計） | 事業 | 受入人数（累計） |
|---------|----------|-----------------|----------|
| 韓国医師等研修 | 242人 | チェルノブイリ等関連国医師研修 | 166人 |

【提案・要望実現の効果】

援護対策を充実することによって、高齢化した被爆者及び被爆体験者の健康保持や生活の安定が図られ、より多くの人々を救済することができる。

調査を行うことによって、より被爆の実態に沿った援護施策を推進することができる。また、被爆による遺伝的影響等の調査を行うことによって、健康不安を感じている二世への援護の充実が図られる。

今後も弔意事業及び被爆の実相の啓発活動を行うことにより、後世に原爆の悲惨さと平和の大切さを伝え、世界の恒久平和の実現に寄与できる。

本県が有する被曝（爆）者医療の実績と成果は国際的にも高い評価を得ており、ナシムに対して国から助成を行うことにより、国際協力を一層推進することができる。

26 外国人材の受入について

【法務省、厚生労働省、農林水産省】

【提案・要望】

外国人材の受入について、制度の円滑な運用を図るとともに施策の充実強化を図ること

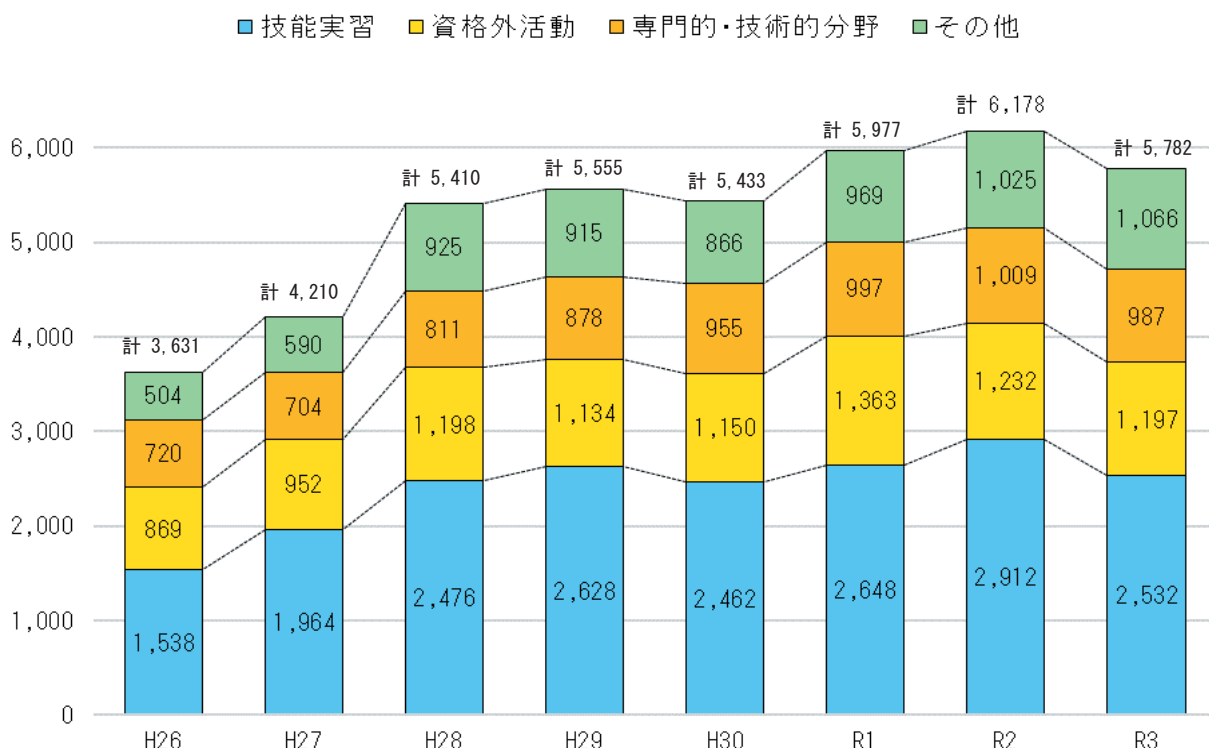
特に、「特定技能」については、当初の受入目標を達成すべく受入促進に向けた必要な措置を講じること

- 1 特定技能外国人が大都市圏その他特定の地域に集中することなく、地方の深刻な人手不足に的確に対応できるよう、国において実効性のある措置を着実に行うとともに、増加する外国人の在留管理に関しても、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等への対策を充実・強化すること
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により講じられる防疫措置に必要な経費について、監理団体等が円滑に外国人技能実習生等の受入が可能となるよう財政支援等を講じること
- 3 特定技能の特定産業分野である「飲食料品製造業」において、魚市場における選別・荷捌き作業を対象とする弾力的な運用を行うこと
また、技能実習においても、同作業を「食品製造関係」の一環とする弾力的な運用により2号移行職種の対象とすること

【本県の現状・課題等】

- 1 本県では、各産業において人口減少等により人手不足が深刻化し、その重要な担い手として外国人材に依存しており、外国人労働者は令和3年10月末現在、1,434事業所において5,782人が雇用されている。そのような中、平成31（2019）年4月から施行された「特定技能」の外国人材が、賃金水準が高い大都市圏等へ集中することが懸念される。
- 2 新型コロナウイルス感染症の国内での蔓延を防ぐため、国際的な人の往来が制限されるなか、各国の感染状況に応じた防疫措置（一定期間の待機、公共交通機関の不利用等）をとることを条件に往来が可能とされているが、監理団体等においては、その措置によって新たに生じる経費が大きな負担となっており、事業活動の支障となっている。
- 3 本県魚市場では、漁獲物の選別・荷捌き等における労働力不足が深刻化し、作業遅延や処理能力の低下による水産物流通の目詰まりと魚価の下落、漁船の待機時間増加などの障害が生じている。
魚市場の選別・荷捌き作業は、特定技能の関係省令に規定する「飲食料品製造業」の運用方針に明示されていないが、弾力的な運用により外国人材受入可能となれば、労働力不足等を解消できる。
なお、技能実習においては、水産物の衛生管理や鮮度保持技術の習得を図ることにより、送出し国の経済発展にも寄与できる。

在留資格別 外国人労働者数の推移（人） 長崎労働局（令和3年10月末時点）



特定技能在留外国人数（令和3年12月末現在）（人）

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 農業 | 190 | 漁業 | 17 |
| 造船・船用工業 | 89 | 建設 | 11 |
| 飲食料品製造業 | 90 | その他 | 15 |
| 産業機械製造業 | 19 | 合計 | 431 |

※ 特定技能は上記グラフの専門的・技術的分野に含まれる。

出典：出入国在留管理庁

主要3市場における作業員不足の状況 （令和4年2月時点での見込）

| 必要数 | 現状 | 不足 |
|-----|-----|----|
| 260 | 172 | 88 |

※ 主要3市場：長崎魚市、佐世保魚市、西日本魚市



衛生管理型の魚市場における選別状況

【提案・要望実現の効果】

外国人材の受入に関する施策が充実することにより、担い手不足が深刻化する県内各産業において、即戦力となる外国人材の安定的な確保に繋がる。